

伊勢市産業支援センター運営協議会規程及び伊勢市営住宅入居者選考委

員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市産業支援センター運営協議会規程及び伊勢市営住宅入居者選考委員会規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 伊勢市産業支援センター運営協議会規程（平成20年伊勢市訓令第7号）
- (2) 伊勢市営住宅入居者選考委員会規程（平成17年伊勢市訓令第38号）

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市民生委員推薦会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市民生委員推薦会規程を廃止する訓令

伊勢市民生委員推薦会規程（平成17年伊勢市訓令第26号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 4 号

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第12号中「理事」を「部理事等」に改める。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「理事」を「部理事等」に改める。

第 8 条の表市長の項及び副市長の項中「理事又は部長」を「部長又は部理事等」に改め、同表部長の項中「部長」を「部長又は部理事等」に改める。

別表第 2 の 2 (2) の表 8 の項中「本籍、住所」を「住所」に改め、同表の 6 (7) の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、同表の 6 (8) の表を同表の 6 (9) の表とし、同表の 6 (7) の表の次に次の 1 表を加える。

(8) こども発達支援室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 児童の発達支援に関すること。			重要	軽易	
2 おおぞら児童園に関すること。				○	

別表第 2 の 7 (4) の表中「関するに関すること」を「関すること」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

(5) 国体推進課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 平成30年度 全国高等学校 総合体育大会 に関するこ と。	特に重 要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
2 第76回国民 体育大会及び 第21回全国障 害者スポーツ 大会に関する こと。	特に重 要	重要	軽易	定例的か つ軽易	

別表第2の8(7)の表に次のように加える。

17 空家等対策 に関するこ と。			重要	軽易	
-------------------------	--	--	----	----	--

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、電報及び親展文書」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

別表第1 この項の次に次のように加える。

こ発	健康福祉部こども発達支援室
----	---------------

別表第1 観誘の項の次に次のように加える。

国体	産業観光部国体推進課
----	------------

(伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第3条 伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成17年伊勢市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「危機管理課防災係長」を「危機管理課防災危機管理係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分定量等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定等に関する規程の一部
を改正する訓令

職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定等に関する規程（平成17年
伊勢市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号を次のように改める。

(8) 秘密漏えいを行った職員

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大
な支障を生じさせた場合 免職又は停職

イ アに掲げる場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を
漏らした場合 免職

ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を
怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な
支障を生じさせた場合 停職、減給又は戒告

第3条第1項に次の1号を加える。

(11) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における

性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的志向若しくは性
自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。）を行った職員

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場におけ
る上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性
的關係を結び若しくはわいせつな行為を行った場合 免職又は停職

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内
容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つ
きまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」
という。）を繰り返した場合 停職又は減給

ウ イに掲げる場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患した場合 免職又は停職

エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 減給又は戒告

第4条第10号を次のように改める。

(10) 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員 免職

第5条第1項第1号中「免職」の次に「又は停職」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する訓令

伊勢市立小中学校共同実施組織規程（平成18年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

グループ名	学校名
第1グループ	厚生小学校 神社小学校 大湊小学校 宮山小学校 浜郷小学校 御菌小学校 厚生中学校 港中学校 御 菌中学校
第2グループ	早修小学校 中島小学校 佐八小学校 城田小学校 上野小学校 城田中学校 伊勢宮川中学校
第3グループ	豊浜東小学校 豊浜西小学校 北浜小学校 東大淀小 学校 小俣小学校 明野小学校 豊浜中学校 北浜中 学校 小俣中学校
第4グループ	進修小学校 修道小学校 有緝小学校 明倫小学校 四郷小学校 二見浦小学校 倉田山中学校 五十鈴中 学校 二見中学校

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改める。

第2条第5号中「部長等」を「部長」に改め、同条第6号中「課長」の次に「、室長」を加え、「、センター長」を削る。

第3条中「部長等」を「部長」に改める。

第4条の見出しを「(部長専決事項)」に改め、同条の表以外の部分中「部長等」を「部長」に改め、同条の表部長等共通専決事項の項中「部長等共通専決事項」を「部長共通専決事項」に改め、同表事務部長専決事項の項第1号中「課」の次に「、室」を加える。

第5条の表教育総務課長専決事項の項の次に次のように加える。

学校統合推進室長専決事項

- (1) 小中学校適正規模化・適正配置計画の周知
- (2) 学校及び関係諸団体との連絡調整
- (3) 統合準備会との連絡調整
- (4) 統合対象校が実施する交流事業に関する事務処理

第6条中「部長等」を「部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会訓令第3号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号から第3号までの規定中「1人」を削る。

第15条第1項第1号及び第2号中「1人」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 学校教育課長

第15条第2項中「前項第6号」を「前項第7号」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会訓令第4号

伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市教育委員会文書管理規程（平成28年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、指導要録等」を削る。

第3条の表教総の項の次に次のように加える。

学統	学校統合推進室
----	---------

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会訓令第5号

伊勢市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令

伊勢市学校評議員運営規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（報酬）

第6条 学校評議員の報酬は、伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市下水道事業審議会規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市下水道事業審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に伊勢市附属機関条例附則第2条の規定による廃止前の伊勢市下水道事業審議会条例（平成17年伊勢市条例第175号）第5条第1項の規定により定められた伊勢市下水道事業審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規程の施行の日に、第2条第1項の規定により、伊勢市下水道事業審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業管理規程第5号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所有者）

第2条 条例第2条第1項に規定する所有者とは、条例第5条の公告の日（以下「賦課期日」という。）現在において、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記され、又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記され、又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記され、又は登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地を現に所有している者をいう。

第5条第2項を次のように改める。

2 条例第2条第1項ただし書の規定による協議が成立し、権利者を受益者とする場合において、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、代表者が受益者申告書を管理者に提出しなければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

（連帯納付義務）

第5条の2 同一の土地について2人以上の受益者があるときは、当該土地に係る負担金を連帯して納付する義務（以下「連帯納付義務」という。）を負うものとする。

2 前項の連帯納付義務については、地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の規定を準用する。

(相続人からの徴収の手続)

第5条の3 受益者につき相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があった場合において、その相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)に課されるべき、又は被相続人が納付すべき負担金及び延滞金(以下「徴収金」という。)の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定された相続人は、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項前段の場合において、全ての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の既定による届出がないときは、相続人の1人を指定し、その者を代表者とすることができる。この場合において、管理者はその旨を相続人に通知しなければならない。

3 被相続人の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の1人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の徴収金につき全ての相続人に対してされたものとみなす。

別表第1の2の項を次のように改める。

2 田畑、山林、原野、池沼その他これらに準ずる土地	宅地として使用するまで又は使用できる状況にあると認められるまでの期間	全額
---------------------------	------------------------------------	----

別表第1中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

<p>3 宅地、雑種地等であって、現に汚水（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する汚水をいう。以下同じ。）が生じない一筆又は複数の筆からなる土地。ただし、汚水が生ずる土地（汚水が生ずる予定の土地を含む。）と一体となっている土地を除く。</p>	<p>汚水が生ずるまでの期間</p>	<p>全額</p>
--	--------------------	-----------

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条の 2 の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に賦課された負担金について適用し、同日前に賦課された負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 5 条の 3 第 3 項の規定は、施行日以後の発送に係る送達について適用し、同日前の発送に係る送達については、なお従前の例による。

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び市立伊勢総合病院文書管理規程の一部を
改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 2 号

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び市立伊勢総合病院文書管理規程
の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「服薬指導係」を「服薬指導係 医薬品情報係」に改め、同条第 5 項第 2 号中「管理係」を「管理係 新病院建設係」に改め、同項第 5 号を削る。

第 4 条の表薬局の部調剤係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同部服薬指導係の項の次に次のように加える。

医薬品情報係

- (1) 医薬品に関する情報の管理に関すること。
- (2) 医薬品の治験に関すること。

第 7 条の表経営企画課の部企画係の項に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の人材育成に関すること。

第 7 条の表総務課の部管理係の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

新病院建設係

- (1) 新病院の建設工事に関すること。
- (2) 新病院の医療機器等の整備に関すること。
- (3) その他新病院の整備に関すること。

第 7 条の表新病院建設推進課の部を削る。

第 21 条第 1 項中「課」を「医療技術部の室」に改める。

(市立伊勢総合病院文書管理規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院文書管理規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中病建の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第3号

市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営推進部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院地域医療支援委員会規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院地域医療支援委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、市立伊勢総合病院地域医療支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営推進部地域医療連携課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院院内事故調査委員会規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第5号

市立伊勢総合病院院内事故調査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、市立伊勢総合病院院内事故調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、経営推進部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第6号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表職員の部診療情報管理士の項を削る。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表看護部の部5の項中「準夜勤」を「遅番」に、「午後2時15分から午後11時まで」を「午後1時15分から午後10時まで」に改める。

(市立伊勢総合病院当直規程の一部改正)

第3条 市立伊勢総合病院当直規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「、医療相談員及び診療情報管理士」を「及び医療相談員」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

第5条の2の次に次の1条を加える。

(昇給の基準)

第5条の3 第3条第2号の給料表の適用を受ける職員に対する給与条例第6条第5項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは「57歳」とし、第3条第3号の給料表の適用を受ける職員に対しては、同項の規定は適用しない。

第8条の次に次の2条を加える。

(扶養手当)

第8条の2 条例第6条第1項ただし書に規定する管理者が別に定める職員は、第3条第3号の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの(以下「医療職4級以上職員」という。)とする。

第8条の3 新たに職員となった者で、医療職4級以上職員であるものに条例第6条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)がある場合、医療職4級以上職員から医療職4級以上職員以外の職員となった職員に同項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)がある場合又は医療職4級以上職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者で、医療職4級以上職員であるものに扶養親族たる子がある場合においてはその者が職員となった日、医療職4級以上職員から医療職4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級以上職員以外の職員となった日、医療職4級以上職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る

ものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている医療職4級以上職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医療職4級以上職員以外の職員から医療職4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級以上職員となった日、扶養手当を受けている医療職4級以上職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている医療職4級以上職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている医療職4級以上職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる子たる要

件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある医療職4級以上職員が医療職4級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で医療職4級以上職員以外のものが医療職4級以上職員となった場合
- (5) 医療職4級以上職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附則に次の1項を加える。

（平成29年4月から平成30年3月までの間の地域手当に関する特例措置）

- 11 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第9条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の4」とあるのは「0」とする。

別表第8 医療業務手当の部4の項中「、診療情報管理士」を削り、同表待機手当の部を次のように改める。

待機手当	1 正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた医師及び歯科医師	待機1回につき1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日（休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医
------	--	--

		<p>療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務がない場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき。</p> <p>3回目以降の当番日の待機</p> <p>(2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき。 2回目以降の当番日の待機</p> <p>(3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき。 当番日の待機</p>
2	<p>正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた一般事務員、医療相談員、薬剤師、診療放射線技師、臨</p>	<p>待機1回につき1,200円</p>

	床検査技師、助産師、看護師及び准看護師	
--	---------------------	--

別表第8変則勤務手当の部2の項第3号中「手術室」の次に「及び人工透析室」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第4条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程第8条の2及び第8条の3の規定は、適用しない。